

# 令和3年 労働災害発生状況（令和3年7月末現在）

（休業4日以上 の 死傷者数）

常総労働基準監督署

## 業種別

業種	年	3年		2年		同期比	
		死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業
製造業	食料品		23		20		3
	木材・木製品		3		3		
	化学工業		6		5		1
	金属製品		12		9		3
	一般・電気・輸送用機械		10		6		4
	その他		18		21		-3
	小計		72		64		8
建設業	土木工事		1		4		-3
	建築工事（木造除く）		5		6		-1
	木造建築工事		4		2		2
	その他の工事		3		6		-3
	小計		13		18		-5
陸上貨物運送事業		26		28		-2	
畜産業				5		-5	
小売業		11		12		-1	
社会福祉施設		16		6		10	
飲食店		3		2		1	
その他		29		25		4	
計		170		160		0 10	

**職場における熱中症予防対策の徹底について（緊急要請）**

茨城労働局では、STOP!熱中症クールワークキャンペーン（以下「クールワークキャンペーン」という。）を実施し、熱中症による労働災害防止のための取組を推進しているところですが、茨城県内の事業場において、70歳代の男性作業員が屋外で洗車作業中、熱中症の疑いにより死亡する労働災害が発生しました。

このほかにも、茨城県内では、8月4日現在で、すでに熱中症による休業4日以上 の労働災害が2件報告されています。

熱中症への対策は、暑さがピークを迎える今が正念場です。それぞれの事業場において、労働者に熱中症が疑われる異変を感じた場合には、速やかに病院へ運ぶ対応を行っていただくとともに、労使が一体となって、職場における熱中症の予防について取り組むことが最も重要です。

事業場の皆様におかれましては、クールワークキャンペーンにおいてお願いしている熱中症予防のための取組を徹底していただくとともに、下記の取組に特に重点を置いていただくよう要請いたします。

記

（緊急時の対応）

- 1 少しでも労働者に熱中症が疑われる異変を感じた場合には、いったん作業を中止・中断させ、速やかに病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶこと。その場合、病院へ運ぶまでは、決して一人きりにしないこと。

（予防のための取組）

- 1 各労働者の毎日の健康状態及び暑さへの順化状況の確認
- 2 自覚症状の有無にかかわらず、定期的な水分および塩分の摂取
- 3 熱中症警戒アラート発表の有無の確認とアラートを考慮した行動
- 4 WBGT 指数計による作業現場の WBGT 値の計測と、WBGT 基準値に応じた効果的な予防策の実施
- 5 労働者に対する熱中症予防のための教育

令和3年8月5日  
茨城労働局長 下角 圭司

茨城県内で熱中症の疑いによる死亡災害が発生しました。茨城労働局長が熱中症対策の徹底に関する緊急要請を发出了しました。

現在、常総署管内においても1件熱中症の疑いの労働災害が報告されております。引き続き、暑さ対策の取り組みをお願いします。

## 月別

年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
3年	20	22	33	21	28	33	13						170

## 年齢別

年齢別	件数	率(%)
～19歳	3	1.8%
20～29歳	21	12.4%
30～39歳	35	20.6%
40～49歳	39	22.9%
50～59歳	42	24.7%
60歳～	30	17.6%

## 規模別

## 事故の型別

業種	規模	事故の型別											合計				
		規模 9人	規模 10人	規模 11人	規模 12人	規模 13人	規模 14人	規模 15人	規模 16人	規模 17人	規模 18人	規模 19人		規模 20人以上			
製造業	食料品	1	4	3	15		1		6			8	2		1	5	23
	木材・木製品	1	1	1								2				1	3
	化学工業		4	1	1				1		1				1	2	6
	金属製品	3	8	1			1		2		1	2	4			2	12
	一般・電気・輸送用機械	3		4	3		1				5				2	2	10
	その他	1	11	3	3		6		1		4				6	1	18
	小計	9	28	13	22		9		10		2	22	6		10	13	72
建設業	土木工事	1											1				1
	建築工事（木造除く）	4	1						2		1				1		5
	木造建築工事	3	1						4								4
	その他の工事	1	2						1		1						3
	小計	9	4						7		2				1		13
陸上貨物運送事業	6	10	9	1		8		4		3	2			5	4	26	
畜産業																	
小売業	1	7	1	2		2		1		2			2	3	1	11	
社会福祉施設	1	9	4	2				5		1				4	6	16	
飲食店	2	1						1			1				1	3	
その他	9	8	1	11		4		8		4	1	3	2	4	3	29	
計	37	67	28	38		31		30		12	28	10	4	27	28	170	

※ 数値は、労働者死傷病報告より集計したものであり、( )内は死亡者で内数である。

※ 陸上貨物運送事業は「道路貨物運送業」、「陸上貨物取扱業」を合わせたものをいいます。